【越谷市立総合体育館利用する際の遵守事項】

令和２年９月１３日 改正

新型コロナウィルス感染症の感染を防止し、安全に安心して利用できるよう、当面の間、以下の事項を遵守してください。

1. ご利用にあたって

(1)体温の測定並びに症状の有無を確認し、発熱や風邪、咳や嗅覚・味覚障害の症状がある方のご利用はご遠慮ください。

(2)同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合はご利用をご遠慮ください。

(3)過去14日以内に政府から入国制限、入国後の経過観察期間を必要とされている国、地域などへの渡航、または当該在住者との濃厚接触がある場合は、ご利用はご遠慮ください。

(4)マスクの着用をお願いします。(競技中は可能な範囲で)

(5)利用前・利用後には手洗い・アルコール等による手指消毒をお願いします。

(6)利用者の中に感染者が出た場合には、市の感染対策の調査や措置に協力してください。また、施設にも連絡をしてください。

2. 施設の利用について

(1)「三つの密」(密閉・密集・密接)を避けてください。

(2)各施設の定員は、下記のとおりとなります。

施 設 名	定　　員
第1体育室	練習等での利用は100人(1／4使用では25人となります)
	大会での利用 (※)十分な間隔を確保できる人数とします
第2体育室	100人 (1／2使用では50人となります)
武 道 場	100人 (1／2使用では50人となります)
会議室・各選手控室	定員の半数

※「十分な間隔を確保できる人数とします」とは、全面の使用でしっかりとした安全対策をとれる大会とします。

なお、100人以上の大会の際は施設側へご相談ください。

(3)第1体育室観客席及び第2体育室の観客席(2階通路)の利用は、利用方法や感染防止策について、施設の了承を得た場合のみとします。

不特定多数の人が、自由に出入りする形での利用は出来ません。

（4）当面の間、更衣室の利用を禁止いたしますが、大会等で更衣室の利用が必要の場合は、施設側へご相談ください。

（5）当面の間、ボール等の備品の貸出を中止いたします。

（6）利用中は定期的に換気をして下さい。

（7）接触プレーのある競技については、可能な限り、接触機会を減らすような工夫を行ってください。

（8）利用団体の代表者は、利用にあたり「施設利用者チェックリスト」「当日利用者名簿」を作成して、利用日から少なくとも1カ月以上保管してください。

（9）施設利用後は、館内にとどまらず速やかな退館を心がけてください。

（10）飲みきれなかったスポーツドリンク等の飲料を含め、ゴミは全て持ち帰りください。

（11）その他、感染防止のために施設が決めたその他の措置の遵守、施設職員の指示には従ってください。

※遵守できない場合は「予約の取消」「途中退場」をお願いする場合があります。
みなさまの御理解とご協力をお願いいたします。

越谷市立総合体育館